

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
中種子町	増田地区 (二十番・池之平・秋佐野・戸畠・向井町・中之町・郡原・古房)	令和3年3月23日	

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	632.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	382.3ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	199.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	70.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	84.4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.2ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

本地區は中心経営体となる認定農業者が多く、また、認定新規就農者や本地区を拠点とする法人もある。しかし農地に関しては、基盤整備を行ってから数十年経つ小区画農地もあり大型機械に向かない農地や、表土が流出した農地も見受けられる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

法人に関しては、地域外の耕作地も多いためコストが多くかかっている。そのため地区内での農地集積を推進する。 規模拡大傾向の若手経営体もいるので、条件の合う農地があれば集積していく。
--

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

多面的機能支払交付金事業や中山間地域直接支払交付金事業を行っている集落があり、また基盤整備も比較的進んでいるため、優良農地の荒廃化防止に努める。 公的機関を通じた農地の貸し借りを希望する経営体が多いため、中間管理事業の活用を推進する。
--